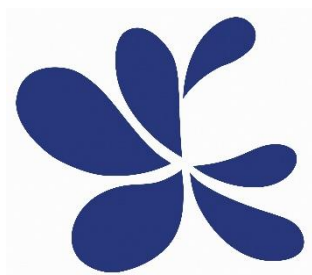


高島市入札参加資格審査申請マニュアル (県内・県外業者共通)

建設工事



令和7年4月

高島市総務部契約検査課

重要

※令和6年度に**高島市**への入札参加資格審査申請を提出された方で、令和6年度中に入札参加資格審査の変更があった方

令和6年度に新規申請登録後、令和6年度中に登録情報の変更事案が生じ、高島市へ書面で変更届を提出された方で、滋賀県市町競争**入札参加資格申請受付システムデータの修正をされていない方**については、受付システムの変更申請登録を実施してください。変更申請登録後、高島市から別途滋賀県土木交通部監理課審査契約係入札参加資格審査申請受付担当へ申請に係る「受理」処理を依頼しますので、システム入力後は高島市契約検査課までご連絡をお願いします。

○高島市役所 契約検査課 TEL0740-25-8501

1 審査基準日

直前決算日（原則令和6年7月～令和7年6月までの決算日が対象）

※主観点項目の審査基準日については別の日になる場合もあります。

2 高島市への提出書類について

- ・市内業者の方については電子申請および県への書類提出後、別途**技術職員資格調書（高島市工事様式第1号）**をメールに添付し下記まで提出してください。

【高島市 契約検査課 Mail：keiyaku@city.takashima.lg.jp】

- ※ 技術職員名簿（経営規模等評価結果申請書様式二十五の十一の別紙2）に記載されていない方を記載する場合は、合格証の写しおよびその者の雇用を証明する書類（健康保険証等）の写しを添付してください。

市外業者の方については別途提出いただく書類はありません。

3 資格要件について

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴

- 力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ロ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (ハ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- (ニ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (ロ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている建設業者で、参加希望工事に対応する許可業種について、直前決算日において許可を取得していること。
- ※業種追加や新規で県入札参加を希望する場合等で直前決算日から令和7年9月30日の間に建設業許可を取得した許可業種については、滋賀県共同受付申請日（令和7年12月19日）までに経営事項審査結果が出ている業種に限り申請は可能とします。
- (6) 参加希望工事に対応する許可業種について、直前決算における経営事項審査を受審して「経営規模等評価の申請」と「総合評定値の請求」をしていること。
- (7) 高島市税および国税（消費税ならびに法人税または所得税）を滞納している者でないこと。また、納付すべき市税および市徴収金については、認定期間中滞納しないことを誓約し、認定期間中に納付状況について調査されることに同意すること。
- (8) 高島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定の趣旨を尊重・遵守し、この申請に基づき作成される入札参加資格者の名簿類を市が公表することに同意すること。

4 資格の有効期間

市内業者 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

市外業者 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

※令和7年度中に市内に本店・支店等を開設され、令和7年度からの入札参加を希望される場合は、契約検査課までご連絡ください。

5 申請者の「市内業者」・「市外業者」区分について

- (1) 市内業者とは本店または支店・営業所・出張所が高島市内にある方です。
- (2) 市外業者とは本店または支店・営業所・出張所が高島市内にない方です。
- (3) 本店と支店や支店と営業所等からの複数申請はできません。

6 参加希望工事

- ・参加希望工事の区分は別表第1（P. 8～P. 11）のとおりです（全16種類）。
この参加希望工事の区分は建設業法の許可区分とは異なりますのでご注意ください。
- ・入札参加が認められるのは、1者につき3業種までです。

7 申請書提出後の変更について

- ・申請書提出後において入札参加資格審査申請書に記載した事項に変更があった場合、県の担当者へ連絡後、修正申請を行ってください。また、令和6・7年に提出された方を含め、合併や承継、支店・営業所の廃止等の場合は滋賀県および別途高島市へご連絡をお願いします。なお、最終的に変更申請の内容については必ず申請受付システムへの入力いただき常にシステムを正しい申請状態に修正してください。
- ・委任先については、有効期間中にはほかの支店または営業所へ変更することはできません。委任先を変更する場合は、年一回行っている次年度の入札参加資格審査申請受付時に申請を行ってください。委任先を閉鎖される場合や、市内に支店・営業所を設けられる場合は別途契約検査課までご連絡ください。

8 申請後の申請内容の修正期限について

申請書提出後、申請内容に誤り等があった場合は、令和8年1月30日(金)までに修正申請を申し出てください。これ以降の修正の申し出には原則応じられません。

9 その他

- (1) 書類の不備により受付できないことがあります。
- (2) 申請内容または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。
- (3) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成し、提出してください。
- (4) 申請内容等が誤っている場合、受付担当者が内容を修正する場合があります。
- (5) 見積り及び入札については高島市契約規則、高島市建設工事等入札執行規程、高島市建設工事等電子入札実施要領その他関係法令に基づき執行しますので、事前にご

確認ください。また、受注にあたっては、高島市建設工事執行等の要領その他関係法令に基づいて実施してください。

- (6) 競争入札参加者有資格者名簿に登録されても、指名等があることを保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- (7) 代表者役職がない場合は「代表者」と入力してください。契約書や指名通知等についても「代表者」と記載します。

技術職員基準

1 参加希望工事に対応する技術者の配置

- (1) 全ての参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を1人以上配置してください。許可業種に対応する資格については建設業の許可における技術者の資格に基づきます。なお、1つの参加希望工事に対応許可業種を複数申請する場合は、それらの内いずれかに対応する資格を有する技術者を配置すればよいものとします。
- (2) 技術職員1人につき参加希望工事は複数業種に計上可能です。

(高島市の個別情報登録画面における人数欄には、1人の技術者が登録した資格が複数の参加希望工事に該当する場合は、それぞれの参加希望工事に「1」として計上可です。なお技術職員区分については下記2による)

【個別情報登録：高島市】

CYDEEN		申請受付システム		総合メニュー		ログアウト	
		高島市		〇〇課		高島市管理者	
工程	希望有無	技術職員 区分とそ の人数 「1」	技術職員 区分とそ の人数 「2」	技術職員 区分とそ の人数 「3」	対象 事業 年度 以前 完成 工事 高 (千 円)	対象 事業 年度 以前 完成 工事 高 (千 円)	
土木一式					0	0	

戻る 登録

2 参加希望工事に係る技術職員区分（市内・市外業者共に入力必須）

技術職員区分は次のとおりです。（経営事項審査における「技術職員数（1級、2級、その他）」とは異なります。）

- ・「1」… 審査基準日において有効な監理技術者資格者証を保有（実務経験による取得も含む）し、審査基準日以前5年以内に監理技術者講習を修了している者

- ・「2」… 上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表のⅠまたはⅡに○の
ついている資格を保有している者
- ・「3」… 上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表のⅢに○のついで
る資格を保有している者

※ 資格コード表については別表第2をご確認ください。

3 職員の要件

以下（1）から（7）の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 審査基準日以前に採用され、申請日現在雇用されていること。
- (2) 申請者において所得税の源泉徴収をしていること。
- (3) 社会保険（健康保険および厚生年金保険）の被保険者であること。
ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が4人以下等）は除きます。
- (4) 雇用保険の被保険者であること。
ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が1人もいない等）は除きます。
- (5) 給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること。
- (6) 出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に加入している者）であること。

申請上の留意事項

1 建設業法改正に伴う、解体工事の高島市建設工事の入札における取扱い

- (1) 高島市建設工事入札参加資格審査における取扱い

① 解体工事業の参加希望工事の対応関係

別表第1に掲載のとおり、解体工事業は参加希望工事における建築附帯工事の対応許可業種とします。また、建築附帯工事におけるとび・土工工事業では、足場工事等を工事内容として取扱います。

2 電子入札について

現在、原則として建設工事の入札は、電子入札システムにより執行しています。新規の方、または未登録の方は、速やかに電子入札へ登録してください。

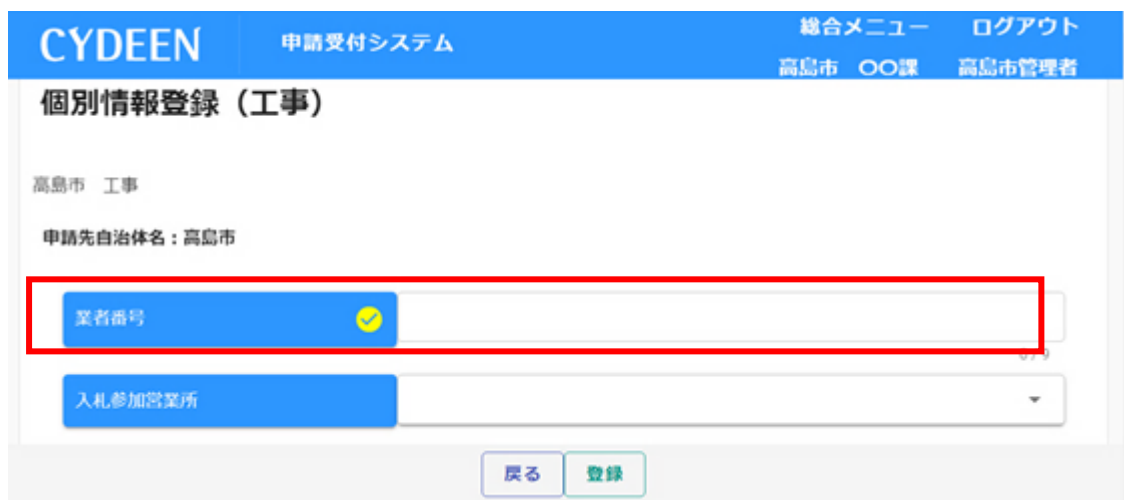
紙入札での対応は、入札参加者のICカード（電子証明書）の再登録や再取得の申請中、使用するパソコンの故障等に限られますのでご留意願います。

新規登録の方は、事前にICカード購入等の準備をお済ませください。電子入札への登録方法については高島市のホームページをご確認ください。

3 高島市の個別情報登録画面の入力について

(1) 業者番号

高島市の個別情報登録画面にて入力いただく業者番号については、過去に高島市へ入札参加資格審査申請を申請されたことのある業者については、高島市契約検査課（Tel0740-25-8501）へお問い合わせください。また、新規の業者（高島市への申請が初めて）の方については「0（ゼロ）」を9桁入力してください。



(2) 入力項目について

<市内・市外業者共通>

個別情報の「業者番号」から「美知メセナまたは淡海エコフォスターの登録」までの入力必須。

<市内業者対象>

（市内業者区分で本店が市町内または入札参加営業所が市町内を選択された方）

技術者情報タブ入力必須。個別情報の①「防災協定の締結」②「消防団協力事業所および人数」③「除雪作業等の受託実績」の入力必須。

①「防災協定の締結」・・・申請日において一般社団法人滋賀県建設業協会または滋賀県電気工事工業組合に加入されている場合「高島市と防災協定を締結している」を選択、加入していない場合「高島市と防災協定を締結していない」を選択してください。

②「消防団協力事業所」・・・令和5年度から消防団協力事業所の認定を受けられている業者の方については格付けの主観点を10点加点しております。申請日において認定を受けられている事業者の方については「認定を受けている」を選択してください。認定を受けていない場合「認定を受けていない」を選択してください。

③「除雪作業等の受託実績」・・・直近で高島市から除雪の受託実績がある場合は「委託を受けている」を選択してください。委託を受けてない場合「委託を受けていない」を選択してください。

問い合わせ先

高島市総務部契約検査課

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地

TEL 0740-25-8501

FAX 0740-25-8100

Mail keivaku@city.takashima.lg.jp

別表第 1

参加希望工事と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事 (略号 = 土) (コード=51)	土木一式工事 (土) (01)	土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事
	とび・土工・コンクリート工事 (と) (05)	コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事(橋梁に係るものを除く)、地滑り防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、屋外広告物設置工事(交通安全施設に係るものを除く)、捨石工事、外溝工事、はつり工事、切断穿孔工事、潜水工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事
	石工事 (石) (06)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ) (10)	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事
	鋼構造物工事 (鋼) (11)	閘門・水門等の門扉設置工事
	しゅんせつ工事 (しゅ) (14)	しゅんせつ工事
建築一式工事 (建) (52)	水道施設工事 (水) (26)	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事
	建築一式工事 (建) (02)	建築一式工事
舗装工事 (ほ) (53)	大工工事 (大) (03)	大工工事、型枠工事、造作工事
	舗装工事 (ほ) (13)	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
電気設備工事 (電) (54)	電気工事 (電) (08)	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備工事(非常用電気設備を含む)、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	電気通信工事 (通) (22)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事

消防施設工事 (消) (55)	消 防 施 設 工 事 (消) (27)	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
--------------------	-------------------------	--

参加希望工事	建設工事の種類	建 設 工 事 の 例 示
給排水冷暖房工事 (給) (56)	管 工 事 (管) (09)	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道の浄化槽工事（下水道法による流域処理施設に排水するものを除く）
	熱 絶 縁 工 事 (絶) (21)	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
機械設備工事 (機) (57)	機械器具設置工事 (機) (20)	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
塗 装 工 事 (塗) (58)	塗 装 工 事 (塗) (17)	塗装工事（交通安全施設に係るものを除く）、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
造 園 工 事 (園) (59)	造 園 工 事 (園) (23)	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
	石 工 事 (石) (06)	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ) (10)	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
さく井工事 (井) (60)	さく井工事 (井) (24)	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、地中熱掘削工事
鉄 骨 工 事 (鉄) (61)	鋼 構 造 物 工 事 (鋼) (11)	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
	鉄 筋 工 事 (筋) (12)	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事

橋梁上部工事 (橋) (62)	土 木 一 式 工 事 (土) (01)	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）、プレストレストコンクリート工事（橋梁に係るもの）
	鋼 構 造 物 工 事 (鋼) (11)	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）
法面処理工事 (法) (63)	防 水 工 事 (防) (18)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	と び ・ 土 工 ・ コンクリート工事 (と) (05)	現場吹付法枠工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付工事、客土吹付け工事、植生ネット工事、法面保護工事

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
建築附帯工事 (附) (64)	左 官 工 事 (左) (04)	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	と び ・ 土 工 ・ コンクリート工事 (と) (05)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事
	解 体 工 事 (解) (29)	工作物解体工事
	屋 根 工 事 (屋) (07)	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
	タイル・れんが・ ブロック工事 (タ) (10)	タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
	板 金 工 事 (板) (15)	板金加工取付け工事、建築板金工事
	ガ ラ ス 工 事 (ガ) (16)	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
	防 水 工 事 (防) (18)	防水工事（建築物に伴うもの）
	内 装 仕 上 工 事 (内) (19)	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
	建 具 工 事 (具) (25)	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事

	建 築 一 式 工 事 (建) (0 2)	文化財建造物修理工事
	大 工 工 事 (大) (0 3)	文化財建造物修理大工工事
交通安全施設工 事 (交) (65)	と び ・ 土 工 ・ コンクリート工事 (と) (0 5)	道路付属物設置工事（カーブミラー、ガードレール、 道路標識設置工事）、看板設置工事（交通安全施設に 係るもの）
	塗 装 工 事 (塗) (1 7)	塗装工事、路面標示工事（交通安全施設に係るもの）
	電 気 工 事 (電) (0 8)	道路照明設備工事、交通信号設備工事（交通安全施設 に係るもの）
	電 気 通 信 工 事 (通) (2 2)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送 機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工 事、 無線電波利用設備工事、無線電波利用設備工事
	機 械 器 具 設 置 工 事 (機) (2 0)	交通安全施設に係るもの
清掃施設工 事 (清) (66)	清 掃 施 設 工 事 (清) (2 8)	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

別表第2

	コード	資格区分			技術職員区分		
					I	II	III
	001	法第 7 条第 2 号イ該当【実務 3 年または 5 年】					○
	002	法第 7 条第 2 号ロ該当【実務 10 年】					○
	003	法第 15 条第 2 号ハ該当(同号イと同等以上)					○
	004	法第 15 条第 2 号ハ該当(同号ロと同等以上)					○
建設業法 『技術 検定』	111	一級建設機械施工技士			○		
	212	二級建設機械施工技士(第 1 種～第 6 種)				○	
	113	一級土木施工管理技士			○		
	214	二級土木施工管理技士	種別	土木		○	
	215			鋼構 造物 塗装		○	
	216			薬液 注入		○	
	120	一級建築施工管理技士			○		
	221	二級建築施工管理技士	種別	建築		○	
	222			躯体		○	
	223			仕上 げ		○	
	127	一級電気工事施工管理技士			○		
	228	二級電気工事施工管理技士				○	
	129	一級管工事施工管理技士			○		
	230	二級管工事施工管理技士				○	
	131	一級電気通信工事施工管理技士			○		
	232	二級電気通信工事施工管理技士				○	
	133	一級造園施工管理技士			○		
	234	二級造園施工管理技士				○	
建築士法 『建築士 試験』	137	一級建築士			○		
	238	二級建築士				○	
	239	木造建築士				○	

技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	○		
『技術士試験』	142	建設『鋼構造及びコンクリート』・総合技術監理（建設『鋼構造及びコンクリート』）	○		
	143	農業『農業土木』・総合技術監理（農業『農業土木』）	○		
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）	○		
	145	機械・総合技術監理（機械）	○		
	146	機械『流体力学』又は『熱工学』・総合技術監理（機械『流体力学』又は『熱工学』）	○		
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）	○		
	148	上下水道『上水道及び工業用水道』・総合技術監理（上下水道『上水道及び工業用水道』）	○		
	149	水産『水産土木』・総合技術監理（水産『水産土木』）	○		
	150	森林『林業』・総合技術監理（森林『林業』）	○		
	151	森林『森林土木』・総合技術監理（森林『森林土木』）	○		
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	○		
	153	衛生工学『水質管理』・総合技術監理（衛生工学『水質管理』）	○		
	154	衛生工学『廃棄物管理』・総合技術監理（衛生工学『廃棄物管理』）	○		
	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
電気工事士法 『電気工事士試験』	155	第一種電気工事士		○	
	256	第二種電気工事士 【実務3年】			○
電気事業法 『電気主任技術者 国家試験等』	258	電気主任技術者（第1種～第3種） 【実務5年】			○

電気通信 事業法 『電気通 信主任技 術者試 験』	259	電気通信主任技術者 【実務5年】			○
水道法 『給水装 置工事主 任技術者 試験』	265	給水装置工事主任技術者 【実務1年】			○
消防法 『消防設 備士試 験』	168	甲種消防設備士		○	
	169	乙種消防設備士		○	
職業能力 開発促進 法 『技能 検定』	166	ウェルポイント施工		○	
	266	〃 2級【実務3年】			○
	167	路面標示施工		○	
	171	建築大工		○	
	271	〃 2級【実務3年】			○
	164	型枠施工		○	
	264	〃 2級【実務3年】			○
	172	左官		○	
	272	〃 2級【実務3年】			○
	157	とび・とび工		○	
	257	〃 2級【実務3年】			○
	173	コンクリート圧送施工		○	
	273	〃 2級【実務3年】			○
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管		○	
	274	〃 2級【実務3年】			○
	175	給排水衛生設備配管		○	
	275	〃 2級【実務3年】			○

	176	配管(選択科目『建築配管作業』)・配管工		○	
	276	〃 2級【実務3年】			○
	170	建築板金(選択科目『ダクト板金作業』)		○	
	270	〃 2級【実務3年】			○
	177	タイル張り・タイル張り工		○	
	277	〃 2級【実務3年】			○
	178	築炉・築炉工・れんが積み		○	
	278	築炉・築炉工 2級【実務3年】			○
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工		○	
	279	ブロック建築・ブロック建築工 2級【実務3年】			○
	180	石工・石材施工・石積み		○	
	280	〃 2級【実務3年】			○
	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
職業能力開発促進法 『技能検定』	181	鉄工(選択科目『製缶作業』又は『構造物鉄工作業』)・製罐		○	
	281	〃 2級【実務3年】			○
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目『鉄筋施工図作成作業』および『鉄筋組立て作業』)		○	
	282	〃 2級【実務3年】			○
	183	工場板金		○	
	283	〃 2級【実務3年】			○
	184	板金(選択科目『建築板金作業』)・建築板金(選択科目『内外装板金作業』)・板金工(選択科目『建築板金作業』)		○	
	284	〃 2級【実務3年】			○
	185	板金・板金工・打出し板金		○	
	285	〃 2級【実務3年】			○
	186	かわらぶき・スレート施工		○	
	286	〃 2級【実務3年】			○
	187	ガラス施工		○	
	287	〃 2級【実務3年】			○
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工		○	
	288	〃 2級【実務3年】			○

	189	建築塗装・建築塗装工		○	
	289	〃 2級【実務3年】			○
	190	金属塗装・金属塗装工		○	
	290	〃 2級【実務3年】			○
	191	噴霧塗装		○	
	291	〃 2級【実務3年】			○
	192	畳製作・畳工		○	
	292	〃 2級【実務3年】			○
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工		○	
	293	〃 2級【実務3年】			○
	194	熱絶縁施工		○	
	294	〃 2級【実務3年】			○
	195	建具製作・建具工・木工(選択科目『建具製作作業』)・カーテンウォール施工・サッシ施工		○	
	295	〃 2級【実務3年】			○
	196	造園		○	
	296	〃 2級【実務3年】			○
	197	防水施工		○	
	297	〃 2級【実務3年】			○
	198	さく井		○	
	298	〃 2級【実務3年】			○
	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
職業 能力開発 促進法 『技能 検定』	061	地すべり防止工事 【実務1年】			○
	040	基礎ぐい工事			○
	062	建築設備士 【実務1年】			○
	063	計装 【実務1年】			○
	060	解体工事		○	

	064	基幹技能者		○	
--	-----	-------	--	---	--

- ・対応する建設業の種類は経営事項審査における技術者資格区分表と同様です。
- ・資格区分の欄に年数が記載されている資格は取得後に当該年数の実務経験が必要です。
(平成15年度以前に職業能力開発促進法による技能検定の2級に合格された方は取得後実務経験1年です。)